

**アラブ首長国連邦(UAE)における貿易規制へ対応した、
イラン・シリアに対する輸出と再輸出について**

2012年6月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith Freehills LLP Dubaiに作成委託し、2012年6月30日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-600
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

JETRO

本報告書作成委託先：
Herbert Smith Freehills LLP Dubai

Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT
SMITH
FREEHILLS**

アラブ首長国連邦（UAE）における貿易規制へ対応した、 イラン・シリアに対する輸出と再輸出について

イランに対する全世界的な制裁の背景

国連の安全保障理事会は、2006年以来、4回にわたり対イラン制裁を発動している。イランの核開発計画は、同国が核拡散防止条約上の義務に違反して18年もの間隠れて核開発を進めていたことが2003年に明るみになって以来、国際的な懸念事項となっている。イランの政府高官は、同国の核開発があくまでも平和的利用を目的としている、と述べているものの、他国からはこの活動は軍事目的を中心としたものである、と指摘されている。

国連の安全保障理事会がイランに対して4回にわたり発動した制裁の内容は、次のとおりである。

1. 決議第1737号は、全加盟国に対して、イランの濃縮関連活動、再処理もしくは重水関連活動に寄与する可能性があるか、または核兵器発射装置もしくはウラン濃縮技術の開発に寄与する可能性があるすべての物品、機器および技術の供給（資金提供および投資を含む）を防止する措置を講じることを義務付けた。また、イランの核拡散上機微な活動や核兵器発射装置の開発に関与していることを理由に、全加盟国において入出国・通過を監視され、金融資産や資金を凍結され、資金提供や投資を受けてはならない個人および法人として指定を受けた者の一覧（「国連リスト」）を作成した。
2. 決議第1747号は、全加盟国に対して、軍事訓練の提供や金融支援、投資を含め、イランに対する武器および軍装備品の供給を自粛することを義務付け、国連リストを拡大した。
3. 決議第1803号は、加盟国がイランとの貿易のための自国の個人・法人に対する輸出信用、保証、貿易保険の付与など新たな公的金融支援の実施を監視すること、および自国の金融機関によるイランに住所を有するすべての銀行、特にバンク・メッリー（Bank Melli）およびバンク・サーデラート（Bank Saderat）との取引を監視することを義務付けた。また国連リストを拡大し、全加盟国において入国および通過が禁止されるべき人物のリストを作成した。
4. 決議第1929号では、すべての加盟国に対して、軍事訓練の提供や金融支援、投資を含め、イランに対する武器および軍装備品の供給を防止すること、ならびに国連リストに記載された人物の入国および通過を防止するために必要な措置をとることを義務付けた。また、国連リストも拡大された。さらに、制裁の実施状況の監視・実行を支援するための国連の専門家パネルも設置され、不正活動の検出を目的とした貨物検査制度も導入されている。

米国やEUなど他の法域では、独自の対イラン措置を実施しており、従来国連よりも厳しい制裁を課している。非常に大まかな説明にはなるが、EUの制裁は次の五つの主要要素、(i) EUの者との取引およびEUの者を相手方とする支払いの授受を禁止された、「指定人物」(法人および個人)のリスト、(ii) とりわけ石油・ガス、石油化学、核産業など特定の産業およびこれらの産業において用いることのできる物品・サービスを対象とする貿易規制、(iii) 関連する産業における融資や投資に対する規制、(iv) イラン人を相手方とする一定の資金の移動についての事前の許可制、複数のイランの銀行の指定、イラン人のための保険の引き受けの制限などを含む、金融業界を対象とする具体的な規制、および(v) 武器の禁輸から構成されている。実務では、金融業界に対する制裁が実際問題として一番大きな影響を及ぼすことが多く、たとえイランとの貿易が合法である場合においても、EUに本社がある銀行に(関連する資金の移動や信用状の発行等による)当該取引についての金融支援を(当該銀行の内部規程または法に抵触するとのおそれから)断られてしまうこともあるであろう。

米国の制裁はこれよりもさらに厳しく、米国民が対象となる広範囲な貿易規制のほか、金融業界に対する規制や、石油、ガス、核産業および関連産業を対象とした措置を課しており、極めて広範な「指定人物」のリスト(米国では、リストに掲載された者を「特別指定国民」と呼んでいる)を設けている。米国の制裁はまた、域外適用の余地を広く残している。EUの制裁は、基本的にEU国民(EU加盟国で設立された会社およびEU加盟国の国民)ならびに物理的にEU内で行われた行為に適用される。米国の制裁は、米国民に適用されるものであるが、制度の一部は米国民以外にも及ぶとされている。例えば2012年の新たな国防授權法(National Defense Authorisation Act)によれば、イランとの一定の金融取引を故意に支援した外国(すなわち、米国外)の金融機関は、米国の金融システムへの直接のアクセスを遮断されてしまう可能性がある。基本的には、(一時的な例外措置はあるものの)米国外の金融機関は、イランと取引をするのか、米国の金融システムへのアクセスを選ぶのか、選択を迫られている。

2011年11月には、米国とEUによる制裁が強化され(例えば、EUは資産および経済的資源の凍結の対象とされ、EUへの入国を禁じられている者のリストに、143の法人と37人の個人を追加した)、2012年3月には、米国およびEUが石油の輸出を禁止した上で、金融業界規制を強化した。また、米国議会では、対イラン制裁をさらに拡大する法案が審議されている。

ほとんどの法域では、国連の制裁はそのまま自動的に効力を有するものではなく、各加盟国がそれぞれ国内法化しなければならない。英国など一部の国においては、国内法により該当する規制の違反に対して刑事罰が科される。

シリアに対する全世界的な制裁の背景

今日までにおいて、国連安全保障理事会はシリア政府による反政府運動への

弾圧行為に対して、制裁を発動するには至っていない。同国に対して監視団を送り、人権侵害を非難するにとどまっている。

一方アラブ連盟は、シリアに関して、2011年11月に以下の制裁内容を含む決議を発した。

- 指定されたシリア政府高官および人物のアラブ諸国への渡航を禁止し、同人らのアラブ諸国における預金を凍結。
- シリア中央銀行およびシリア商業銀行との一切の取引の停止。
- シリア国民に影響のある必需品を除き、シリア政府との政府間貿易取引を停止。
- シリア政府の金融資産の凍結
- シリア政府との金融取引の停止
- アラブ諸国の中央銀行からシリア中央銀行に対する政府間の商業取引のための融資の停止。
- アラブ諸国の中央銀行に対して、シリア国外に在住する労働者から同国内の家族に対する銀行送金およびシリア国民によるシリアからの送金を除き、シリアへの銀行送金および商業割当を監視するよう要請。
- アラブ諸国によるシリアのプロジェクトに対する資金提供の凍結。

アラブ連盟が加盟国に対する制裁を発動するのは、これが初めての例となっている。

なお、アラブ連盟の制裁は、シリアの法人とその他のアラブ諸国における法人との間の通常の業務における商事取引を対象とするものではないことに、注意が必要である。明示的に禁止されているのは、シリア国民に影響のある必需品に関する取引を除いた政府間取引に限定されている。従って、対シリアの輸出入は、その支払いがアラブの銀行からシリア中央銀行またはシリア商業銀行に対して送金されるか、政府間取引に関係するものでない限り、直接影響を受けるわけではない。

米国やEUなど他の法域も、独自の対シリア措置を実施している。対イランの措置と同様、これらには禁輸制裁（EUでは、とりわけ石油・天然ガスなど、特定の産業を対象）、「指定人物」・「特別指定国民」制度や金融業界における規制などが含まれている。EUの制裁は、対イランのものほどは包括的ではないが、今後より多くの規制の導入が見込まれている。なお、実務的な問題として、「指定人物」・「特別指定国民」のリストにはシリア中央銀行とシリア商業銀行が含まれており、これにより対象となる取引は合法であっても、当該取引の資金調達が難しくなることには、留意が必要である。

国連の制裁同様、アラブ連盟による制裁はアラブ連盟加盟国内において直接効力を有するものではなく、そのため各加盟国において施行するには、それぞれの国において国内法化される必要がある。

UAEにおける国連安全保障理事会決議とアラブ連盟決議の実施

UAEには、上述のアラブ連盟による制裁や国連安全保障理事会決議を実施するための具体的な法律や政令はない。UAE政府は、国際条約や貿易関連の措置を実施するにあたり、輸出入の管理に関する2007年連邦法第13号（「輸出入管理法」）を法源としている。

貿易管理法は、国家の安全保障などに脅威となる場合や、UAEの外国政策上必要である場合に、UAE政府が問題となる物品の輸出入、再輸出または積み替えを禁止または制限することを認めている（第2条）。従って、本法の文言は、イランおよび（必要であれば）シリアに対する輸出入が、UAEの締約している国際条約に適合したものであることを確保するために、UAE政府が同国の税関当局やその他関連政府機関に対して通達を発するのに十分広範なものであるといえる。

当事務所は、UAEが国連の対イラン制裁について、次の措置を講じている、と理解している。

- UAEの港から物品を輸出する荷送人には、警察による書類の検査の頻度が引き上げられたことをはじめ、より厳格な手続上の要件が課されている。
- UAE中央銀行は、UAEの統括下にある銀行がイラン制裁の対象として指定されている銀行と取引することを禁止する通達を発している。
- イランへまたはイランからのすべての資金の移動は、UAEの銀行システムにおいて監視される可能性がある。
- UAEの銀行は、信用状の開設をはじめ、イラン法人との貿易のための金融支援を一切拒否しているため、イランで物品を受領する者は、輸入に対する支払いを現金で賄わなければならない。報告によれば、これは取引や対象となる物品の性質にかかわらず、該当する模様である。

また、主な海運会社は、米国やEUからの圧力を受けて、イランの港への寄港を避ける可能性が高いことなど、UAE－イラン間の貿易には現実的なハードルも考えられる。

2012年7月には、UAEの主要貿易相手国であるイランに対する国連の制裁が、ドバイの経済成長を損ねている、とのドバイ経済開発庁の首席エコノミストによる発言が新聞で報じられた。イラン向けの輸出および再輸出による利益が著しく減少しているため、とりわけUAEを拠点とする事業体がイラン法人との取引につき資金調達ができなくなっていることが経済に影響している、と見られ

ている。もっとも、より多くの規制の対象となっており、監視の目もかなり厳しくなったとはいえ、国連決議において指定されている物品の供給と何ら関係がない限りにおいては、現在でもUAEとイランとの間の通常の商業取引は続いている。

シリアに関する UAEの立場と制裁の影響についての報告はより少なく、アラブ連盟の制裁が UAE（と中東のその他の地域）でどこまで実施されているのかは明らかではない。制裁が決して（特に基本的物資を対象とする）商業取引を禁止することを目的とはしていなかったことより、実際にはビジネス実務上の問題しか生じていないのかもしれない。もっとも、UAEでは、対シリア貿易について、まだ広く警戒感が示されている。2012年2月時点での報告によれば、多くのUAE企業はシリアへの輸出を削減しており、ドバイ・アルミニウム（DUBAL）やエミレーツ・アルミニウム（EMAL）は2011年にシリアに対する出荷を停止した例も挙げられた。

輸出入管理法の適用範囲は広く、UAE当局が流動性の高い政治情勢に応じて新たな貿易規制を迅速に導入できるようになっている。またUAE当局が、取引ごとの特有の事情を反映するために、個別に問題に対応する余地が残されている可能性もある。従って、イランまたはシリアへの輸出入または再輸出にかかわっているすべての事業は、UAEが加盟国となっている国際組織が発動している最も厳しい制裁である国連の対イラン制裁とアラブ連盟の対シリア制裁を最大限遵守するよう、努力すべきであろう。

イランやシリアとの貿易にかかわっている事業は、予定されている支払経路を理解し、そのような支払いが処理されるかにつき、銀行にあらかじめ確認を取らなければならない。EUと（そしてとりわけ）米国の制裁は、イランおよびシリア関連の取引の処理に対する銀行の姿勢に大きな影響を及ぼしている。これは法律が理由（銀行が、EUまたは米国の制裁の対象となっていることを懸念するため）である場合と、行内の内部規程が理由となる場合とが考えられる。

最後に、追加制裁の対象となっている産業（イランの石油・ガス産業など）にかかわっている事業は、域外適用される米国の制裁（すなわち、一部の取引について米国が米国民以外を制裁の対象とすることができるもの）の影響についても理解を深めたいと考えるであろう。

（報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Herbert Smith Freehills LLP Dubai）